配偶者を扶養申請する場合に必要な添付書類（送付票）

（手当申請と地共済への申請を同時に行う場合、地共済への提出書類は省略可）

提出書類の□にチェック☑ し、申請者情報を記入の上、提出書類とあわせて総務サービス課へお送りください。

(注)　アルバイトを行うようになる等、収入状況に変更があった場合は、取消申請が必要となるときがありますので、必ず総務サービス課へ御相談ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **提出書類（必須）** | 様式 |
| □ ①　**扶養に関する申立書**（指定様式） | [申立書](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/36554/00000000/6-5%20fuyonikansurumousitatesyo.doc) |
| □ ②　**3ヶ月以内に発行の住民票【原本】**  **（配偶者記載・続柄記載・個人番号省略）**  ※世帯分離又は別居されている場合は、**戸籍謄本**【原本】も併せて提出 |  |
| □ ③　**市町村長が発行する配偶者の令和５年度所得(課税)証明書【原本】**  ※取得できる最新のもの  ※収入が０円の場合、「０円」と記載されたものを提出 |  |
| □ ④　**健康保険資格喪失証明書【原本】**  ※国民健康保険に加入している場合は「被保険者証（健康保険証）」の写し  ※手当申請には添付不要 |  |
| □ ⑤　**国民年金第３号被保険者関係届**（指定様式）  □　　 **配偶者の基礎年金番号が確認できる書類**  **（年金手帳、ねんきん定期便等の写し）**  ※配偶者が20歳以上60歳未満の場合のみ提出。手当申請には添付不要。 | [3号関係届](https://osaka.chikyosai.or.jp/files/kaiin/No3_hihokensya_kankei_2023.xlsx?240123)  （地共済HP） |

**以下に該当する場合は、上記に加えて下記書類の提出が必要です。必ずご確認ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **＜該当する方のみ＞** | 様式 |
| □ ⑥　**アルバイト、パート等の給与収入がある場合は、雇用条件の記載がある雇用契約書 等**  ※雇用契約書等で収入金額が確認できない場合は、直近３か月の給与明細の写し 等 |  |
| □ ⑦　**年金収入がある場合は、直近の年金額改定通知書、年金証書[写し]　等** |  |
| □ ⑧　**⑥⑦以外の収入がある場合は、収入の内容が確認できる書類　等** |  |
| □ ⑨**雇用保険受給待期期間中/受給中**（日額限度額未満）**/１年以内に受給終了又は放棄した場合は**  **雇用保険受給資格者証（第1面～第４面の写し）**  ※「雇用保険待機中」の場合、雇用保険受給資格者証が発行されるまでの間、  離職票１・２[写し]で一時的に代替可  ※「雇用保険受給終了」の場合、受給終了日が確認できるもの  ※「雇用保険放棄」の場合、離職票１・２の原本 |  |
| □ ⑩　**育児休業取得中の配偶者を申請する場合、育児休業の取得が確認できる書類**  　　　 ※配偶者が大阪府職員で小・中・高校、警察以外に所属する場合は省略可  □ 　　**育児休業中に支給される手当金（給付金）等の額が確認できる書類** |  |

★上記の他、状況に応じて、確認のため追加書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **申請者情報** | 申請の有・無に○を記入 | 扶養手当申請（有・無） | 地共済申請（有・無） | |
| 電子申請日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | |
| 所属 |  | 職員番号 |  |
| 氏名 |  | 連絡先(内線) |  |